

2018年 腎臓病薬物療法 単位履修修了薬剤師の認定に係る案内

2018年の単位履修修了薬剤師の認定は下記の認定資格に基づいて審査いたします。

◆単位履修修了薬剤師の認定資格

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 薬剤師歴 5年以上、申請時において3年以上本学会員であること。薬剤師歴は医療機関での常勤並み勤務の通算とする。また、直近2年間は常勤並みの継続勤務を必要とする。^{注1)}
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得、申請時の直近2年間で8単位以上あること。
注2) 注3)

注1) 薬剤師歴5年以上とは、病院・診療所、保険薬局などの医療現場にて薬剤師として継続して従事（勤務）していることを意味し、勤務状況を証明する文書が必要です。申請受付開始日から遡って2年間（2016年11月1日～2018年10月31日）は継続勤務（常勤並み）が条件となります。

会員歴の3年以上は、2017年度以降で2017年度・2018年度・2019年度の会員であれば認められます。学会の会員年度は9月1日～8月31日で、2019年度会員は2018年9月1日～2019年8月31日の年会費を納めている人です。（ご自身の学会歴は学会事務局にご確認ください）

注2) 直近2年間とは、申請受付開始日から遡って2年間が対象となります。

2016年11月1日～2018年10月31日に8単位の単位履修が必要です。

注3) 2016年12月までに取得した単位は1/3として計算されます。

HP掲載の「認定制度申請時における単位基準一覧」をご確認ください。

◆2018年度 単位履修修了薬剤師認定の実施要項

申請受付開始日 2018年11月1日

申請締切日 2018年12月1日

◆提出物

- ・申請書（単位履修修了薬剤師）
- ・勤務証明書（単位履修修了薬剤師）
- ・単位履修証明書（単位履修修了薬剤師）
- ・履修単位を証明するもの
 - 原本提出 → 日本腎臓病薬物療法学会学術集会参加証明
本学会が発行する認定証
 - ※他の認定申請で既に原本提出済みの方はどの認定で提出したかの説明を追加の上、
原本コピーを提出して下さい。
 - コピー可 → 他の学会の学術大会の参加証（10単位・5単位）
- ・申請料納入の写し

◆申請までの手順

- ①申請料（10,000円）を振り込む（申請料振込証明書を申請書に貼付すること）
- ②申請書に必要な事項を記入し提出物を揃えて郵送する。

◆振込先

三菱東京UFJ銀行 熊本支店（店番 655）
口座番号 0117016 口座種類 普通預金
口座名 日本腎臓病薬物療法学会 理事長 平田 純生
※振込手数料は申請者様のご負担とさせていただきます
※申請料はいかなる場合も返却いたしません

◆郵送先

日本腎臓病薬物療法学会 事務局
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 9F(株)毎日学術フォーラム内
電話 03-6267-4550

※配達状況の確認が可能な送付方法（レターパックや簡易書留など）にて、封筒のおもてに「単位履修修了薬剤師申請書在中」と朱書き郵送してください。なお、申請書類等の返却には応じられません。予めご了承ください。

◆結果の通知および登録

- ・認定委員会による審議ならびに理事会の承認を経た後、判定結果を通知します。
- ・単位履修修了薬剤師に認定された方にはピンバッジをお送りします。

単位履修修了薬剤師を認めるピンバッジ

